

札幌弁護士会被災者支援ニュース 第1号

発行日 2018.9.10

発行責任者 札幌弁護士会

平成30年9月6日の地震で被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

札幌弁護士会では、通常の相談窓口のほか、被災されたみなさまに向けた無料の電話相談、面談相談の早期の実施を予定しています。各相談の開始時期、問い合わせ先は第2号以降でお知らせします。下記事項以外でもお困りのこと（住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等）がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

り災（ひ災）証明書とは何ですか？発行を受けるにあたり気を付けることはありますか？

→り災（ひ災）証明書とは、市町村が、申し出により家屋の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の基準となるものです（一部の市町村では、ひ災証明書の場合もあります。）。札幌市では申請の受付が開始されていますが市町村により発行体制が異なるため確認が必要です。店舗・事業所のり災（ひ災）証明制度が設けられている場合もあるので、各市町村へお問い合わせを。建物の損壊や損傷については、その状況の写真が必要です。携帯電話やスマートフォンで撮影したものを窓口に持参することでもかまいませんので、可能な限り内部・外部・敷地・地盤なども含めて建物の損害について写真を多く残しておくことをおすすめします。り災（ひ災）証明の認定に不服がある場合は、申し出により再調査が実施される場合もあります

住宅を修理して帰りたいのですが？

→一部の修理により居住が可能となる場合には、災害救助法に基づき「応急修理」を受けられる場合があります。業者への委託は、被災者からではなく、各市町村から行う必要があります。応急修理が必要な場合には、自ら業者に依頼する前に、各市町村の窓口にご相談下さい。なお、修理をしてしまうと仮設住宅に入居できない場合があるためご注意下さい。

住宅ローンを支払う余裕がありません

→「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローン等の免除・減額を受けられることがあります。

同制度を利用出来た場合、1 弁護士（登録支援専門家）による手続支援を無料で受けられる、2 財産（後記義援金等を含む）の一部を手元に残してローンの支払免除・減額等を受けることができる、3 破産等の手続と異なり、債務整理をしたことは個人信用情報として登録されないため、新たにローンを組むときに不利益なし、4 原則、連帯保証人も支払いをしなくてよくなる、等のメリットがあります。義援金等を手元に残してローンの減額、免除を受けられる場合もありますので、安易に繰り上げ返済やリスケジュールをせず、まずは弁護士にご相談ください。

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。
なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。